

福岡県公報

平成二十二年六月二十五日
第三千二百二十七号
増刊 ①

目次

教育委員会

九州歴史資料館職員の本庁駐在に関する訓令

(教育庁総務課)

………

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第3号

本庁

出先機関

九州歴史資料館職員の本庁駐在に関する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

福岡県教育委員会

九州歴史資料館職員の本庁駐在に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)

第二十六号第二項の規定に基づき、九州歴史資料館職員(以下「職員」という。)を

本庁に駐在させ、もって行政の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

第二条 駐在させる職員(以下「駐在職員」という。)の駐在場所等は次のとおりとする。

区分	駐在場所	所属機関名	担当事務
連絡事務関係	本庁	九州歴史資料館	九州歴史資料館の移転に伴う連絡事務に関すること。

(指揮系統)

第三条 駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する。

(補則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(九州歴史資料館職員の小都市駐在に関する訓令の廃止)

3 九州歴史資料館の小都市駐在に関する訓令(平成二十二年三月福岡県教育委員会訓令第一号)は、平成二十二年六月三十日限り、廃止する。